

今月の

# 数字

5  
1 2 4 4 3

# 3,919軒

(規制緩和を活用した農家民宿の  
新規登録軒数累計・2012年時点)

松田 恭子

*Profile* まつだ・きょうこ ●津田塾大学国際関係学科卒業後、日本能率協会総合研究所で10年間公共系の地域計画コンサルタントとして勤務。その後、東京農業大学国際食糧情報学科助手を経て、現在、農業マーケティングアドバイザーとして農産物商品開発や販路開拓などをサポートする。(株)結アソシエイト代表取締役。

日本を訪問した外国人や日本で暮らしている外国人を対象に密着取材し、来日目的や日本での体験を放送するテレビ番組がある。先日は、高校時代に日本留学したオーストラリア人が20年ぶりにホストファミリーに再会した様子が紹介されていた。1年間の留学で日本文化に魅了され、再度留学したのち日本の大学院を卒業して日本で就職・結婚している。

ホストファミリーの家族のひとつは知人の実家なのだが、80歳になったいまでも海外から留学生を受け入れている。受け入れを始めた当初はご主人が勝手に決めてきた話に怒っていた奥様も、いまでは毎年留学生が訪れるのを楽しみに料理に腕を振るっているという。

取材の舞台となった岐阜県関市では、ロータリークラブの青少年交換留学制度を活用し1966年から積極的に外国人留学生を受け入れてきた。日本のロータリークラブは62年に青少年交換留学を開始し、現在では日本全体で毎年250～350名、約40カ国との交換が行なわれている。

留学生の受け入れでいえば、東京農業大学国際バイオビジネス学科(旧・生物企業情報学科)も有名だ。定員170名のうち毎年40名前後の留学生を受け入れ、17カ国から約180人が学科・大学院に在籍している。大学2年次には必修科目として実地研修があり、夏休みに10日前後を使って農業の現場で農作業等を体験する。研修先によっては農家が自宅に学生を受け入れ、食事や生活の面倒を見る場合もあり、留学生にとっては日本の農村の暮らしや農業経営の考え方を知る貴重な機会となっている。

このように、地方での外国人の受け入れは住宅事情から考えても都市部に比べ容易で、将来の知日派を生む貴

重な機会となる。農家民宿(農林漁業体験民宿)は開業についての規制が2003年から05年にかけて緩和されたことにより全国的に増加し、規制緩和を活用した農家民宿は2012年までに累計3,919軒にまで増えた。

規制緩和の内容としては、旅館業法の簡易宿所営業に該当する33㎡未満の客室延床面積でも営業許可を受けられること、飲食物を提供する場合にも食品衛生法に定める飲食店営業の施設基準を緩和することなどが挙げられる。

さらに今年6月30日の閣議決定では農林漁業者以外でも客室延床面積が規制緩和され、小規模な体験型民宿を経営できるようになった。

他方、農家民泊は農家が暮らしている家に他人を宿泊させ農水産業を体験してもらう行為であり、宿泊ではなく体験料などの名目で対価を得てきた。しかし、「有償である」「反復継続されている(反復継続の意思がある)」「事業性が高い」などが該当すると宿泊営業とみなされ、法律としてグレーに近いといわれている(なお、ホームステイは宿泊者が生活拠点を移しているものであり宿泊には該当しない)。このため、都道府県のなかには教育旅行に限定してガイドラインを設け、営業とは一線を画す形で対処している例も見られる。実際には宿泊施設としての許可を取っていても、「聞こえの良さ」から民泊を名乗っている場合もあるため、農家民泊の実態はよくわかっていない。

訪日外国人のリピーターを増やすため観光庁では地方への観光周遊ルートも認定していくと報道されているが、日本の食文化の奥行きを実感できる農家民宿は、規制緩和を活用しながら独自の体験内容を充実させ、飛躍的な発展を遂げてほしい。